

道路維持修繕工事特記仕様書

『 適用範囲 』

本特記仕様書は「伊勢田町60号線ほか道路維持修繕工事」（以下「本工事」という。）に適用する。

『 総 則 』

1. 総則

本工事は本特記仕様書によるほか、
（宇治市） 「土木工事共通仕様書（案）」（宇治市ホームページ掲示）（以下宇治市共通仕様書という。）
「土木工事施工管理基準」（宇治市ホームページ掲示）
（近畿地方整備局） 「土木工事共通仕様書（案）」 「土木工事施工管理基準」
「土木工事請負必携」
（京都府） 「土木工事共通仕様書（案）」（以下京都府共通仕様書という。） 「土木工事施工管理基準」
「土木工事請負必携」
に基づき施工すること。

2. 提出書類

本工事における提出書類は、「土木工事関係書類（様式）」（宇治市ホームページ掲示）によるものとする。

3. 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

4. 請負業者賠償責任保険の加入

受注者は、工事遂行中に他人の身体もしくは財物に損害を与えた場合の損害賠償について、「請負業者賠償責任保険」の加入に努めなければならない。加入した場合は、保険証書等の加入が確認できる書面の写しを工事着手日までに監督職員に提出しなければならない。保険の期間は、工事期間（着工から目的物引渡し予定日）とする。

なお、保険金額は、請負金額、工事の種類、規模等により受注者が定めるものとする。また、契約は、工事毎の契約とするか又は年間に付する総括契約とするかを問わない。

5. 建退共の提出書類

受注者は、下記の書類（様式は宇治市ホームページ掲示）を監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

提出書類	提出時期	摘 要
掛金収納書の写し	契約時	
建退共運営実績報告書	完成時	
労働就労日報	完成時	
受払簿	完成時	契約工期 3 ヶ月以上
適用標識（シール）の掲示	施工中	写真確認
辞退届	随 時	建退共対象者延人数が 0 人となる場合

6. 施工体系図の記載

受注者は、施工体系図にすべての下請業者及び警備業者を必ず記載すること。

7. 週休 2 日制工事について

- 1) 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、週休 2 日を確保できるよう工事を実施する週休 2 日制工事である。
- 2) 週休 2 日制工事の実施は、「宇治市週休 2 日制工事試行要領（土木工事）」に基づき実施すること。
- 3) 実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、週休 2 日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行うこと。
- 4) 現場閉所日を工事月報の記事欄へ記載すること。
- 5) 週休 2 日又は施工に必要な期間内で現場閉所日数の割合（現場閉所率）が 28.5%（8 日/28 日）以上を達成したと認められた場合、工事成績評価において加点する。

8. ウィークリースタンスについて

本工事（業務）はウィークリースタンスの対象であり、以下の項目について取り組むこととする。

- 1) 休日の翌日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- 2) 休日の前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- 3) 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- 4) 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- 5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
- 6) 打合せはWEB会議（ビデオ会議）も活用する。
- 7) 前号のほか、工事（業務）の労働環境改善に関わる取り組みを行う。

なお、災害対応等で緊急を要する場合は、緊急対応期間に限り、取組を不要とする。また、工事（業務）の特性を踏まえ、取り組むことが不適当な項目がある場合は、事前に連絡を行い、受発注者間で共有する。

9. 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

- 1) 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象

工事である。

- 2) 調達検討資材は下表を想定している。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

調達検討資材		
資材名	規格	備考
塩化ビニル管	100 mm	

- 3) 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要になる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。
なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

- 4) 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

『 工事の着手 』

1. 工事着手

本工事の着手は、占用物件（上下水道、ガス、関電柱、N T T柱及び支線等）移設後に行うこと。また、支線等の復旧もしくは人孔蓋、弁栓類等の調整が伴う場合は、舗装本復旧の工程等を調整すること。

2. 工事の施工に伴う協議・調整

- 1) 本工事の施工に伴う関係機関との協議及び地元地域との調整は、受注者が行うものとする。
また、受注者は施工区域の用地の状況を十分把握し、土地所有者との間に紛争が生じないように努めるものとする。
- 2) 前項の結果により施工方法等の変更が生じた場合は監督職員の指示に従うこと。

3. 工事着手前調査

受注者は、工事着手前に沿道家屋の外壁・外構、土間等の破損状況等を写真等により記録するものとする。

『 受注者相互の協力 』

1. 関連工事の調整

本工事区域内またはこれに近接して他の工事（民間工事を含む）がある場合は、工程・通行規制および工事車両の搬入・搬出等十分調整を行うものとする。なお、本工事の工程等に影響を受ける場合には、監督職員の下承を得るものとする。

『 材料及び施工 』

1. 本工事で使用する製品について

本工事で使用する側溝製品は、以下のとおりとする。

落ちふた式U形側溝については、JIS A 5372規格の3種とする。

落ちふた式U形側溝蓋については、JIS A 5372規格相当品の3種とし、蓋の表面は滑り防止加工の模様が施されたもので、なおかつ蓋の裏面に防音ゴムシート及び手掛りの一方に小口ゴムが付いた製品とする。

また、嵩上げグレーチング蓋の一方には、両手掛付きの落ちふた式U形側溝蓋を1枚使用すること。

嵩上げグレーチング蓋の材質はダクタイル鋳鉄製とし、防音ゴム付きの細目で、なおかつ市章及びもみじ柄の入った製品とする。なお、設計荷重はT-25相当とする。

横断側溝については、天端角欠け防止アングル付きの製品とし、設計荷重はT-25相当とする。

また、横断側溝用グレーチング蓋の材質はダクタイル鋳鉄製とし、固定式の細目、滑り止めタイプ、ガタツキ防止ゴム付とし、使用前に監督職員と協議の上、その指示によるものとする。

2. 再生資材の利用について

本工事については、下記のとおり再生資材を使用する。

但し、再生材製造工場の都合等により、下記の再生資材の入手が困難な場合については、監督職員と協議の上、新材とするものとし、設計変更の対象とする。

資 材 名	規 格	用 途	備 考
再生クラッシャーラン	RC-30	埋戻材	
再生クラッシャーラン	RC-40	構造物基礎材	
再生粒度調整碎石	RM-30	補足材	
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン	表層	

なお、再生資源を使用する場合は、以下により品質管理が適正であるか確認の上使用すること。

- 1) 上表再生資材を路盤材、補足材又は舗装材として使用する場合は品質等は「舗装再生便覧」による。
- 2) 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等混入物を有害量含んではない。

3. スペーサー

受注者は、鉄筋のかぶりを保つようにスペーサーを設置するものとし、スペーサーの数は、はり、床版等で1㎡当り4個程度、ウェブ、壁および柱で1㎡当り2～4個程度を設置しなければならない。

4. 納品書・納入書等の提出

本工事で使用する下記または監督職員が指示した材料等について納品書・納入書等の原本、若しくはその写しを提出し、発注数量との対比を行うこと。

資 材 名	規 格	摘 要
再生クラッシャーラン	R C - 30	埋戻材
再生クラッシャーラン	R C - 40	構造物基礎材
再生粒度調整碎石	R M - 30	補足材
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン	表層
レディミクストコンクリート		
交通誘導警備員		

『 工事現場発生品 』

1. 建設副産物の搬出

- 1) 本工事の施工により発生するアスファルト殻、コンクリート殻、廃プラスチック等は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）の許可を受けた「再資源化施設」「中間処理場」「最終処分場」等に搬出する事とし、その際、必ず積載量を測定し、その資料（計量伝票等）を提出すること。

但し、宇治市が指名停止措置等を行っている受入場所には搬出しないこと。

また、本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「特約条項 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体の方法
	① 仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	① 土工	☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	② 基礎	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③ 本体構造	☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	④ 本体付属品		☐ 手作業

		☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤ その他 ()	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

建設副産物	受入場所	受入時間	その他受入条件	距離
アスファルト塊	株式会社藤田産業	日曜を除く 毎日 8 時～ 16 時 30 分	一辺が 100 cm 未 満に限 る。	伊勢田町 60 号線ほか工区/伊勢田町 53 号線工区：3.9 km 伊勢田町 114 号線工区：4.9 km
コンクリート塊 (無筋)	株式会社三幸産業	土曜・日 曜・祝日 を除く 毎日 7 時 30 分～ 16 時 30 分	ダンプア ップにて 下せる大 きさに限 る。	伊勢田町 60 号線ほか工区：11.9 km 伊勢田町 53 号線工区：12.0 km
コンクリート塊 (有筋)	有限会社 京奈リサイクル	土曜・日 曜・祝日 を除く 毎日 8 時～ 16 時 30 分	75cm×75 cm×75 cm 以下に限 る。	伊勢田町 60 号線ほか工区/伊勢田町 53 号線工区：16.9 km 伊勢田町 114 号線工区：17.4 km

※上記については、積算上の条件明示であり、再資源化施設等を指定するものではない。
 なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。
 ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りでない。

- 2) 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとし、必要な経費については、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。ここで、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は、提示しなければならない。

（一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社）

- 3) 本工事の施工により発生する建設発生土は指定処分であり、下記の場所に搬出すること。
 また、指定処分地が指定する事前分析検査を実施し、その結果を監督職員に報告すること。
 指定処分地が事前分析検査の実施を他工事と同一工事現場等の理由で

不要とした場合又は事前分析検査の結果、受入不適とした場合は、取扱いを監督職員と協議の上、その指示によるものとする。

建設副産物	事業所名及び 連絡先	受入期間及び 受入時間	その他受入条件
建設発生土	(財)城陽山砂利採取 地整備公社 0774-55-9506～7	土曜日・日曜日、祝 日を除く 8:00～17:00 (12:00～13:00を除 く)	受入は、事前分析検査に適合した公共又は公共に準ずる事業体から発生する残土に限る。岩の最大寸法の制限30×30×30cm以下に限る。

※1 仮置きに伴う費用については設計変更の対象としない。

※2 土質区分による処分費の変更または処分地先が受入れ不可と判断された土質に関しては、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

2. 産業廃棄物税

平成17年4月1日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいます。

3. 残土処理及び廃棄物処理計画書・報告書の作成

受注者は、「残土処理計画書（報告書）」及び「廃棄物処理計画書（報告書）」及び添付書類を提出すること。

なお、添付書類については下記によるものとする。

	残 土 処 理	廃 棄 物 処 理
計画	○ 残土処理計画書	○ 廃棄物処理計画書
	○ 処分地の位置図及び経路図	○ 処分地の位置図及び経路図
		○ 産業廃棄物処理処分業許可書の写し (指定した処分地と同じであれば不要)
		○ 収集運搬を委託する場合 産業廃棄物収集運搬業許可書の写し (自己運搬であれば不要)
	○ 土質調査費を設計計上している場合 土質試験結果の写し	○ 産業廃棄物処理委託契約書の写し 自己運搬の場合 ・排出事業者と処理業者の契約書の写し

	○「契約書の写し」又は「受け入れ承諾書」	収集運搬を委託する場合 ・排出事業者と処理業者の契約書の写し ・排出事業者と収集運搬業者との契約書の写し
	○ 仮置きする場合 ・現場～仮置場～処分地の経路図 ・打合簿 仮置場の住所 搬出車両の最大積載量	○ 仮置きする場合 ・現場～仮置場～処分地の経路図 ・打合簿 仮置場の住所 搬出車両の最大積載量
	○ 指定処分で処分地の変更が生じた場合 ・打合簿 処分地の名称・所在地	○ 指定処分で処分地の変更が生じた場合 ・打合簿 処分地の名称・所在地
	○ 再生資源利用促進計画書	○ 再生資源利用促進計画書
変更	○ 当初計画書から数量のみ変更の場合は、変更計画書は不要	○ 当初計画書から数量のみ変更の場合は、変更計画書は不要
	○ 処分地変更(当初計画書からの変更) ・残土処理変更計画書 ・処分地の位置図及び経路図 ・「契約書の写し」又は「受け入れ承諾書」	○ 処分地変更(当初計画書からの変更) ・廃棄物処理変更計画書 ・処分地の位置図及び経路図 ・産業廃棄物処理処分業許可書の写し ・産業廃棄物処理委託契約書の写し
		○ 運搬方法変更(当初計画書からの変更) ・廃棄物処理変更計画書 ・産業廃棄物収集運搬業許可書の写し ・産業廃棄物処理委託契約書の写し
	○ 再生資源利用促進計画書は不要	○ 再生資源利用促進計画書は不要
報告	○ 残土処理報告書	○ 廃棄物処理報告書
	○ 受入証明書（受け入れた事を証明する書類） ・運搬チケットの写し等は不要	○「運搬管理表」または、「マニフェストの写し」 (マニフェスト原本は検査時に提示) (マニフェストで積載重量確認が出来ない場合は伝票等)
	○ 再生資源利用促進実施書(EXCELデータ含む)	○ 再生資源利用促進実施書(EXCELデータ含む)
	○ 写真 ・処分地 ・仮置きがある場合は仮置場	○ 写真 ・処分地 ・仮置きがある場合は仮置場 ・自己運搬 産業廃棄物運搬車 業者名 ・委託運搬 産業廃棄物運搬車 業者名 許可番号

4. 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

5. 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

6. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合には、工事現場内の土地の掘削その他形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

7. 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、本特記仕様書内の「5. 再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「6. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

8. 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合には、受領書の写しを提出しなければならない。

9. 計画書及び実施書の様式及び保管

○国土交通省ホームページ公開場所

「再生資源利用[促進]計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）」

（https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm）

掲載の再生資源利用[促進]（計画書・実施書）（EXCEL形式）を使用し、自社で工事完成后5年間保管し、計画書1部、実施書1部及び上記ホームページに掲載の様式を用いて作成した電子データを監督職員に提出するとともに、再生資源利用促進計画書を公衆の見える場所に掲示する。

（建設副産物情報交換システムを利用の場合は、計画書1部、実施書1部

を提出するものとする。)

『 工事材料の品質 』

1. アスファルト混合物事前審査制度について

受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定した加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証、混合物総括表）の写しを提出することによって、アスファルト混合物及びアスファルト混合物の材料に関する品質証明書、試験成績表の提出及び配合設計書、基準密度、試験練りを省略することが出来るものとする。

また、監督職員の指示があった場合は、土木施工管理基準「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理による試験結果一覧表を提出するものとする。

『 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等 』

1. 段階確認・立会確認

受注者は、工種の施工段階において、段階確認（立会確認）を受けなければならない。

段階確認は「段階確認書」（様式16-1）、立会確認は「立会確認書」（様式17-1）によるものとし、「段階確認書」及び「立会確認書」には確認内容が把握できる写真を添付すること。

また、受注者は施工に先立ち作成する施工計画書に段階確認・立会確認の実施箇所を記載するものとする。

なお、本工事においては、ずれ止め床版施工時およびその他監督職員が指示した場合に段階確認（立会確認）を行うこと。

2. 材料確認

受注者は工事に使用する材料は、監督職員の確認を受けなければならない。

材料確認は「材料確認書」（様式15-1）によるものとし、確認内容が把握できる写真を添付すること。

ただし、本工事に使用する材料のうち、別表に記載する材料においては監督職員の立会いを要しないものとする。

『 施工管理 』

1. 品質管理及び出来形管理

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される「必須」項目を実施し、「その他」の項目については、監督職員の指示により実施すること。

品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準及び規格値によるが、次の工種については、下表のとおりとする。

工 種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準
舗装工 (表層) ・アスファルト舗装	面積	設計値以上	<ul style="list-style-type: none"> ・面積については舗装展開図を作成し算出する。 ・40mごと、又は200㎡ごとに測定する。 ・コア採取による管理は、1路線あたりの舗装面積が200㎡未満は0箇所、200㎡以上1,000㎡未満は1箇所、以後1,000㎡ごとに1箇所とする。
	厚さ	－7	
	合材敷均し温度	110℃以上	
	締固め度	94%以上	

2. コンクリートの規格

本工事で使用するコンクリートの規格は、JIS A 5308「レディーミクストコンクリート」とする。

但し、側溝の間詰めコンクリート、ベースコンクリート等、高い強度や高い耐久性が要求されない箇所に限り、JIS A 5023「再生骨材コンクリートL」を使用することが出来る。

また、使用材料の変更に伴う費用については設計変更の対象としない。

なお、「再生骨材コンクリートL」を使用する場合の配合報告書、認証書、納品書・納入書等の提出については「レディーミクストコンクリート」と同様とする。

3. コンクリートのミキサー車の過積載防止対策等

受注者は、出荷伝票等を整理・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提出するとともに、検査時に提示しなければならない。

また、ミキサー車1台毎の積載量が把握できる運搬管理表（宇治市ホームページ掲示）を検査時に提出しなければならない。

『 施工機械の指定 』（環境対策）

1. 環境等の保全

受注者は、下記項目の環境保全に努めなければならない。

- 1) 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。
- 2) 工事用水及び工事中に発生する湧水等をポンプ排水により既設側溝や排水路に放流する場合は、土砂流出防止対策を行うものとし、濁水を直接放流させてはならない。
- 3) 地域における伝統的行祭事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

『 施工機械の指定 』

<伊勢田町53号線工区/伊勢田町114号線工区>

本工事の施工に当たっては、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年度建設省告示第1536号）に基づく建設機械の使用は考えていないが、現場条件により使用しなければならない場合は、監督職員と協議するものとする。

ただし、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合（受注者の都合で調達できない場合は認めない）は、必要書類を監督職員に提出するものとする。

なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の「'97ラベル」が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。また、「旧基準'89ラベル」の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、「新基準'97ラベル」に貼替えを行うこと。

＜伊勢田町60号線ほか工区＞

本工事の施工に当たっては、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機発第58号）に基づく、住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域であるため、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年度建設省告示第1536号）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、必要書類を提出し監督職員と協議するものとする。

上記において、「これにより難しい」とは、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めない。

なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の「'97ラベル」が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。また、「旧基準'89ラベル」の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、「新基準'97ラベル」に貼替えを行うこと。

※生活環境を保全する必要がある場合

学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム等の敷地の周囲（概ね80m程度）又は、地元関係上必要と認められる場合。

『交通安全管理』

1. 交通誘導警備員

本工事における交通誘導警備員は、下記のとおり計上しており、配置状況を「工事月報」に記録し、監督職員に報告するものとする。

所轄警察署等との打ち合わせ結果又は条件変更に伴う配置箇所の増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、条件変更及び受注者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

交通誘導警備員B	【伊勢田町60号線ほか工区】	延べ人員	43名（昼間）
	【伊勢田町53号線工区】	延べ人員	36名（昼間）
	【伊勢田町114号線工区】	延べ人員	11名（昼間）

2. 安全施設類の設置

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、監督職員と打ち合わせを行い実施すること。

なお、打合せの結果または、条件変更等に伴い、道路工事保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合は監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

受注者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設类等設置計画（交通誘導警備員配置計画書を含む）を作成し、監督職員に提出すること。

また、受注者は工事期間中の安全施設类等の設置及び交通誘導警備員の配置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

3. 施工方法

交通規制においては、特別な場合を除き車両通行止め規制により施工するものとし、それによりがたい場合は監督職員と協議を行うものとする。

『 官公庁への手続等 』

1. 地下埋設物の事故防止

受注者は、施工にあたって予想される地下埋設物は、管理者と現地立会の上、当該埋設物の位置・深さを確認し、保安対策について十分打ち合わせを行い、事故防止に努めなければならない。

※下水道取付管については埋設位置、深さに十分注意して掘削を行うこと。

2. 架空線の事故防止

受注者は、架空線（配電線・送電線等）下付近で作業する場合、労働安全衛生規則等により（感電事故防止について）事前に当該事業者と協議し必要な保安措置を行わなければならない。また施設・設備に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し応急措置をとり受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

『 施工時期及び施工時間の変更 』

1. 工事施工時間

本工事の工事施工時間は、下記を原則とする。

但し、これにより難しい場合は、監督職員と協議の上、その指示によるものとする。

工事施工時間（昼間）	9:00 ～ 17:00
------------	--------------

『 現場条件・状況 』

1. 民地内への立入等

本工事に関連して民地内への立入や作業が必要な場合は、必ず所有者の承諾を得なければならない。

2. 舗装仮復旧

本工事における一日の工事施工後は、必ず舗装仮復旧を実施するものとし、車両及び歩行者の通行に支障がないか確認してから当日の作業を終了する

ものとする。

『 その他 』

1. 不正軽油使用防止の徹底

受注者は、建設機械等の燃料としての軽油は J I S 規格軽油 以外のものを使用してはならない。又、下請業者等に対しても不正軽油使用防止の指導・監視を徹底するものとする。

受注者は、京都府税務調査員による燃料検査に協力しなければならない。

2. 排水管の接続箇所

受注者は、本工事において施工する民地からの排水管の接続においては、使用材料、接続方法等を監督職員に報告しなければならない。これに伴う数量の増減については変更の対象とする。

また、受注者は、施工した排水管の接続位置、口径、境界等からの距離を出来形図に記載、及び写真撮影を行い、検査時に提出するものとする。

3. 配筋箇所の撮影

配筋箇所を撮影する際は、ピッチ・かぶりが分かるように撮影すること。

4. 用地境界杭、境界プレート等について

用地境界杭、プレート、ピン等が施工するにあたり影響を及ぼすと考えられる場合、監督職員の確認を受け、かつ監督職員と事前測量及び復元についての協議を行うこと。

5. 街区基準点について

街区基準点の取り扱いについては、監督職員と協議の上、事前測量及び復元についての協議を行うこと。

6. 安全に関する研修・訓練等の実施

受注者は、宇治市共通仕様書の第34条「工事中の安全確保」の10から12に規定する安全に関する研修・訓練等において、下請企業及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から、以下の内容の研修を1回以上実施しなければならない。

(1) 建設工事の請負契約に関すること

(2) 労働関係法令に関すること

【研修の参考とする図書等の例】

- ・ 工事請負契約書（第51条）
- ・ 建設業法令遵守ガイドライン（令和6年12月 国土交通省）
- ・ 建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月 建設省）
- ・ 新しい建設業法令遵守の手引（（公財）建設業適正取引推進機構）
- ・ 働き方のルール～労働基準法のあらまし～（令和5年2月 東京労働局）

7. 標示板の設置

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工

事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。

また、施工前に施工箇所周辺に予告看板を設置し、周辺住民及び通行車両、歩行者に対して周知を徹底すること。

記載項目のうち、「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容：傷んだ側溝をなおしています。

工事種別：道路維持修繕工事

標示板の記載例

工事標示板の大きさ（横114cm×縦140cm）

ご迷惑をおかけします
傷んだ側溝を なおしています
令和〇〇年〇〇月〇〇日まで 時間帯 9:00~17:00
道路維持修繕工事
発注者 宇治市建設部維持課 電話〇〇-〇〇〇〇
施工者 〇〇〇〇建設株式会社 電話〇〇-〇〇〇〇

設置位置	<ul style="list-style-type: none">・ 工事区間の起終点に設置する。・ 車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。・ ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者の支障にならないように設置する。
設置期間	<ul style="list-style-type: none">・ 路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none">・ 「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。・ 「〇〇をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。・ その他の文字及び線は、白地に黒色とする。・ 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。・ 道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。・ 道路上に設置する場合は、必要に応じ外枠にソフトカバーを付けること。

8. 床版工について

コンクリート二次製品は約1か月の納期を要するため、契約後速やかに発注すること。

別表

・落ちふた式U形側溝（JIS A 5372）製品長 2,000mm

名 称	規格	単位	摘 要	主な製造会社
落ちふた式U形側溝 3種	250	個	310kg/個	宇治田原ブロック工業(株) 松岡コンクリート工業(株) 丸栄コンクリート工業(株)
落ちふた式U形側溝 3種	300A	個	390kg/個	
落ちふた式U形側溝 3種	300B	個	450kg/個	
落ちふた式U形側溝 3種	300C	個	555kg/個	
落ちふた式U形側溝 3種	400A	個	505kg/個	
落ちふた式U形側溝 3種	400B	個	610kg/個	
落ちふた式U形側溝 3種	400C	個	745kg/個	
落ちふた式U形側溝 3種	400D	個	855kg/個	
落ちふた式U形側溝 3種	500A	個	685kg/個	
落ちふた式U形側溝 3種	500B	個	835kg/個	

製品長は 1,000mm にすることができる。

・滑り防止加工付き落ちふた式U形側溝ふた（JIS A 5372 準拠品）

名 称	規格	単位	摘 要	主な製造会社
落ちふた式U形側溝蓋 3種	250	枚	37kg/枚	宇治田原ブロック工業(株) 松岡コンクリート工業(株)
落ちふた式U形側溝蓋 3種	300	枚	45kg/枚	
落ちふた式U形側溝蓋 3種	400	枚	65kg/枚	
落ちふた式U形側溝蓋 3種	500	枚	91kg/枚	

片手掛タイプを標準とする。両手掛タイプは嵩上げグレーチングの一方に使用する。

・JIS 側溝用ダクタイルグレーチングふた（かさ上げ・すべり止め型－細目）市章入り

名 称	規格	単位	摘 要	主な製造会社
かさ上げグレーチング 蓋 T-25	250	枚	17kg/枚	北勢工業(株)、福西鋳物(株)
かさ上げグレーチング 蓋 T-25	300	枚	21kg/枚	
かさ上げグレーチング 蓋 T-25	400	枚	29kg/枚	
かさ上げグレーチング 蓋 T-25	500	枚	40kg/枚	

1枚当たりの重量は参考値。

・プレキャスト横断側溝（天端角欠け防止アングル付き）製品長 1,000mm

名 称	規格	単位	摘 要	主な製造会社
プレキャスト横断側溝 T-25	G250	個	330kg/個	松岡コンクリート工業(株)

プレキャスト横断側溝 T-25	G300A	個	396kg/個	宇治田原ブロック工業(株)
プレキャスト横断側溝 T-25	G300B	個	470kg/個	松岡コンクリート工業(株)
プレキャスト横断側溝 T-25	G300C	個	539kg/個	
プレキャスト横断側溝 T-25	G400A	個	544kg/個	松岡コンクリート工業(株)
プレキャスト横断側溝 T-25	G400B	個	618kg/個	松岡コンクリート工業(株)
プレキャスト横断側溝 T-25	G500A	個	744kg/個	松岡コンクリート工業(株)
プレキャスト横断側溝 T-25	G500B	個	825kg/個	松岡コンクリート工業(株)

製品長は 2,000mm にすることができる。

- ・床版用ダクタイルグレーチングふた（すべり止め型－細目・四方受枠付属）市章入り

名 称	規格	単位	摘 要	主な製造会社
床版用グレーチング 蓋 T-25	300 用	枚	落蓋式	北勢工業(株)
床版用グレーチング 蓋 T-25	300 用	枚	ボルト固定	北勢工業(株)
床版用グレーチング 蓋 T-25	400 用	枚	落蓋式	北勢工業(株)

- ・現場打ち横断溝用ダクタイルグレーチングふた（すべり止め型－細目・受枠付属）市章入り

名 称	規格	単位	摘 要	主な製造会社
横断溝用グレーチング 蓋 T-25	300 用	枚	ボルト固定	北勢工業(株)

- ・プレキャスト横断側溝用ダクタイルグレーチングふた（すべり止め型－細目）市章入り

名 称	規格	単位	摘 要	主な製造会社
横断溝用グレーチング 蓋 T-25	300 用	枚	ボルト固定	北勢工業(株)

受枠はプレキャスト横断側溝本体に設置されている。

- ・PU 3 型マス (110° 開閉式、ボルト固定式)、グレーチングは普通目及び細目

名 称	規格	単位	摘 要	主な製造会社
PU 3 型マス	250S	基	116kg/個	(株)イビコン
PU 3 型マス	250A	基	140kg/個	(株)イビコン
PU 3 型マス	300S	基	151kg/個	(株)イビコン
PU 3 型マス	300A	基	179kg/個	(株)イビコン
PU 3 型マス	300B	基	202kg/個	(株)イビコン
PU 3 型マス	300C	基	226kg/個	(株)イビコン
PU 3 型マス	400S	基	230kg/個	(株)イビコン

P U 3 型マス	400A	基	262kg/個	(株)イビコン
P U 3 型マス	400B	基	290kg/個	(株)イビコン
P U 3 型マス	400C	基	384kg/個	(株)イビコン
P U 3 型マス	500S	基	350kg/個	(株)イビコン
P U 3 型マス	500A	基	441kg/個	(株)イビコン
P U 3 型マス	250×500S	基	155kg/個	(株)イビコン
P U 3 型マス	250×500A	基	175kg/個	(株)イビコン
P U 3 型マス	300×600S	基	203kg/個	(株)イビコン
P U 3 型マス	300×600A	基	231kg/個	(株)イビコン
P U 3 型マス	300×600B	基	260kg/個	(株)イビコン
P U 3 型マス	300×600C	基	288kg/個	(株)イビコン
P U 3 型マス	400×600S	基	317kg/個	(株)イビコン
P U 3 型マス	400×600A	基	356kg/個	(株)イビコン
P U 3 型マス	400×600B	基	395kg/個	(株)イビコン
P U 3 型マス	400×600C	基	433kg/個	(株)イビコン

柵ベースについても同様とする。

・遠心BOXカルバート製品長 2,000mm(φ150～200)、2,400mm(φ250～400)

名 称	規格	単位	摘 要	主な製造会社
遠心BOXカルバート	150	本	220kg/個	中川ヒューム管工業(株)
遠心BOXカルバート	200	本	301kg/個	中川ヒューム管工業(株)
遠心BOXカルバート	250	本	470kg/個	中川ヒューム管工業(株)
遠心BOXカルバート	300	本	610kg/個	中川ヒューム管工業(株)
遠心BOXカルバート	350	本	776kg/個	中川ヒューム管工業(株)
遠心BOXカルバート	400	本	963kg/個	中川ヒューム管工業(株)

半管についても同様とする。

・鉄筋コンクリート台付管 (JSWAS A-9) 製品長 2,000mm(φ250～350)、2,500mm(φ400～500)

名 称	規格	単位	摘 要	主な製造会社
鉄筋コンクリート台付管	250BZ	本	320kg/個	(株)イトーヨーギョー
鉄筋コンクリート台付管	300BZ	本	390kg/個	(株)イトーヨーギョー
鉄筋コンクリート台付管	350BZ	本	476kg/個	(株)イトーヨーギョー
鉄筋コンクリート台付管	400BZ	本	720kg/個	(株)イトーヨーギョー
鉄筋コンクリート台付管	450BZ	本	892kg/個	(株)イトーヨーギョー
鉄筋コンクリート台付管	500BZ	本	1048kg/個	(株)イトーヨーギョー

・硬質ポリ塩化ビニル管（JIS K 6741）製品長 4,000mm

名 称	規格	単位	摘 要	主な製造会社
一般管 (VP)フ レンセント	50	m	1. 122 k g/m	
一般管 (VP)フ レンセント	75	m	2. 202 k g/m	
一般管 (VP)フ レンセント	100	m	3. 409 k g/m	
一般管 (VP)フ レンセント	150	m	6. 701 k g/m	
一般管 (VP)フ レンセント	200	m	10. 129 k g/m	
一般管 (VP)フ レンセント	250	m	15. 481 k g/m	
一般管 (VP)フ レンセント	300	m	21. 962 k g/m	

・硬質ポリ塩化ビニル管（JIS K 6741）製品長 4,000mm

名 称	規格	単位	摘 要	主な製造会社
薄肉管 (VU)フ レンセント	50	m	0. 521 k g/m	
薄肉管 (VU)フ レンセント	75	m	1. 159 k g/m	
薄肉管 (VU)フ レンセント	100	m	1. 737 k g/m	
薄肉管 (VU)フ レンセント	150	m	3. 941 k g/m	
薄肉管 (VU)フ レンセント	200	m	6. 572 k g/m	
薄肉管 (VU)フ レンセント	250	m	9. 758 k g/m	
薄肉管 (VU)フ レンセント	300	m	13. 701 k g/m	

・鉄筋コンクリートL形（JIS A 5372 附 5）

名 称	規 格	単位	摘 要	主な製造会社
鉄筋コンクリート L 形	250A	個	47kg/個	
鉄筋コンクリート L 形	250B	個	58kg/個	
鉄筋コンクリート L 形	300	個	65kg/個	
鉄筋コンクリート L 形	350	個	72kg/個	

・歩車道境界（JIS A 5371 附 2）

名 称	規 格	単位	摘 要	主な製造会社
歩車道境界(両面 R・片面 R)	A	個	45kg/個	
歩車道境界(両面 R・片面 R)	B	個	68kg/個	
歩車道境界(両面 R・片面 R)	C	個	83kg/個	

・側溝用埋設型枠 製品長 1,000mm

名 称	規格	単位	摘 要	主な製造会社
-----	----	----	-----	--------

側溝用埋設型枠	250 用	枚	4.4kg/枚	インフラテック(株)
側溝用埋設型枠	300 用	枚	5.0kg/枚	インフラテック(株)
側溝用埋設型枠	350 用	枚	7.6kg/枚	インフラテック(株)
側溝用埋設型枠	400 用	枚	8.4kg/枚	インフラテック(株)
側溝用埋設型枠	450 用	枚	11.6kg/枚	インフラテック(株)
側溝用埋設型枠	500 用	枚	12.6kg/枚	インフラテック(株)

製品長は 1,500mm にすることができる。

・地先境界 (JIS A 5371 附 2)

名 称	規 格	単位	摘 要	主な製造会社
地先境界	A	個	21kg/個	
地先境界	B	個	26kg/個	
地先境界	C	個	32kg/個	

・異形棒鋼 (JIS G 3112)

名 称	規格	単位	摘 要	主な製造会社
異形棒鋼 (SD345)	D13	t	0.995kg/m	
異形棒鋼 (SD345)	D16	t	1.56 kg/m	
異形棒鋼 (SD345)	D19	t	2.25 kg/m	
異形棒鋼 (SD345)	D22	t	3.04 kg/m	
異形棒鋼 (SD345)	D25	t	3.98 kg/m	
異形棒鋼 (SD345)	D29	t	5.04 kg/m	
異形棒鋼 (SD345)	D32	t	6.23 kg/m	
異形棒鋼 (SD345)	D35	t	7.51 kg/m	
異形棒鋼 (SD345)	D38	t	8.95 kg/m	
異形棒鋼 (SD345)	D41	t	10.5 kg/m	